## 競技の条件とローカルルール及び注意事項

- 1.本競技は、日本ゴルフ協会ゴルフ規則、日本プロゴルフ協会の条件及び本競技特別規則を 適用する。
- 2.競技委員会競技の条件を修正する権限を有し、全ての事柄について、この委員会の裁定 が最終である。
- 3.特定の用具の使用制限 違反者の罰は失格とする
  - (a) 適合ドライバーヘッドリスト・ローカルルールひな型 G-1 を適用する。
  - (b)適合球リスト・ローカルルールひな型 G-3 を適用する。
  - (c)溝とパンチマーク・ローカルルールひな型 G-2
  - (d)ワンボールルール・ローカルルールひな型 G-4
  - (e)動力付き移動機器の使用禁止・ローカルルールひな型 G-6』を適用する。ただし、ホールとホール間の移動および委員会が認めた場合や、事後承認された場合を除く。
  - (f) 距離計測機器の使用可(高低差有りを含む)
- 4.アウトオブバウンズ (規則 18.2)

アウトオブバウンズは白杭または白線で定める(定義「アウトオブバウンズ」参照)。

- 5.ペナルティーエリア (規則 17)
  - (a)ペナルティーエリアの限界が片側だけ定められている場合、そのペナルティーエリア は無限に広がっているものとする。
  - (b)ペナルティーエリアの限界の一部がアウトオブバウンズの境界で定められている場合 その限界はアウトオブバウンズの境界と一致する。
- 6.異常なコース状態
  - (a)修理地は白線及び青杭で標示する(定義「修理地」参照)
  - (b)張芝の継ぎ目ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
- 7. 動かせない障害物
  - (1) 場内整理用の縄張り施設は障害物とみなす。
  - (2) 排水溝、スプリンクラーは動かせない障害物とみなす。
  - (3) 動かせない障害物に接している他の動かせない障害物は一体の動かせない障害物とみなす。
  - (4) 動かせない障害物に白線で繋がれた区域はその障害物の一部とみなす。
  - (5) 動かせない障害物によって囲まれた造園区域(花壇、低木の植え込みなど)はその障害物の一部とみなす。
  - (6) カート道路(電磁誘導カート用の 2 本のレールは 2 本の全幅をもって 1 つのカート道とみなす)、管理道路
  - (7) 目的外グリーンはスタンスが掛かっても救済を受けなければならない。

## 8.地面にくい込んでいる球

規則 16.3 は次のように修正される。バンカーの上方の積み芝の面にくい込んだ球について罰なしの救済は認められない。

9. プレーの中断(規則 5.7) プレーの中断及び再開の通報は以下の通り。

プレーの即時中断 : 1回の長いサイレン

プレーの中断 : 連続する3回のサイレン(繰り返し)

プレーの再開: 2回のサイレン

注:危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

10. ホールとホールの間の練習(規則 5.5b)

禁止とする 11. キャディー

本競技はセルフプレーまたは帯同キャディーの使用することが出来ない。

12. スコアカードの提出

スコアカードの提出はスコアリングエリア方式を採用する。

13. 同ストロークの場合の優勝者決定

プロ、アマチュア共に優勝者が 18 ホール終了時点でタイの場合、プレーオフを行う。 プレーオフ指定ホールは競技委員長が決定するものとする。

14. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもってその競技は終了したものとみなす。

15. ローカルルールの追加、変更

ローカルルールや競技の条件に追加や変更があるときは、スターティングホールにて 掲示して告示する。

16. 練習

練習は指定練習場にて行い、打放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習では球数に制限がある。

17. 行動規範 参加の取り消し

競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことがある。またプレーヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には「競技委員会」から制裁を受けることがある。また重大な非行があった場合には規則 1.2 に基づいて失格とする場合がある